

長野県消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会 議事録

○日 時 平成 30 年（2018 年）5 月 28 日（月） 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分

○場 所 長野県長野保健福祉事務所庁舎 3 階 大会議室

○出席者

審議会委員（13 名）

山岸重幸委員（会長）、有賀正典委員、市村良三委員、小島康晴委員、古川雅文委員、縣美智子委員、草深邦子委員、小林妙子委員、徳嵩淳子委員、倉田由里子委員、笹広男委員、高木蘭子委員、早川隆一委員

県側

長野県県民文化部長 角田道夫、くらし安全・消費生活課長兼北信消費生活センター所長 古川浩、企画幹兼課長補佐兼企画指導係長 黒井秀彦、課長補佐兼相談啓発係長 北條浩之、中信消費生活センター所長 矢沢信二、南信消費生活センター所長 石澤一志、東信消費生活センター所長 宮下善人 ほか

【事務局 くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

それでは定刻になりましたので、ただいまから、長野県消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます事務局の黒井でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、当審議会の委員交代についてご報告申し上げます。

長野県議会議員小川修一委員の退任に伴い、平成 30 年 4 月 1 日付けで長野県議会議員 小島康晴様に委員としての委嘱を申し上げたところでございます。

これによりまして、本審議会の現在の委員は、お手元にお配りしてある名簿のとおりとなっております。

それでは、本日もご出席の小島委員は、自己紹介をお願いします。

【小島委員】

皆さんこんにちは。今年度より長野県議会の代表ということでこのメンバーに加えていただきました県議会議員の小島康晴です。出身は飯田市です。よろしくお願いいたします。

【事務局 くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

ありがとうございました。

本日の審議会の出席状況でございますが、鶴田委員及び海野委員が、ご都合がつかず欠席をされております。

したがいまして、委員総数 15 名中、13 名の皆様のご出席をいただいておりますので、長野県消費生活条例第 46 条で準用する第 28 条第 2 項の規定及び長野県消費者教育推進地域協議会設置要綱第 6 の規定による過半数のご出席があり、会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、角田県民文化部長からごあいさつを申し上げます。

【角田県民文化部長】

本日はお忙しいところ、消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会にご出席いただきまして心から感謝申し上げます。県では、平成 29 年度までを計画期間とする長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画に基づき、県民が安全・安心な消費生活を送ることができるよう、計画に掲げた目標の達成に向けて、様々な施策を実施し、その状況については、皆様に熱心にご議論をいただいたところでもあります。また、平成 30 年度を初年度とする県の総合 5 か年計画「しあわせ信州創造プラン 2.0」の策定、その個別計画として位置づけられている第 2 次長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画の策定の際には、それぞれのお立場から熱心にご議論をいただくなど、大変なご協力を賜り心から感謝申し上げます。消費者被害、とりわけ特殊詐欺被害については、4 月末の認知件数が 52 件、被害金額で約 1 億 1 千万円と、昨年同期と比べ認知件数が 15 件減少しているものの、被害額は 3 千万円増加しているなど、依然として深刻な状況にあります。県民が消費者被害に遭わないよう、また、加害者とならないように、若いうちからの消費者教育を推進していくことが大変重要と考えております。教育委員会などとも連携し、ライフステージに応じた適切な消費者教育が推進できるよう努めていきたいと考えております。皆様方には、このあと説明を申し上げます県の施策に対して、それぞれの立場から、また、中長期的な視点を含めて、ご発言をいただければと思っております。本日は、限られた時間ではありますが、消費者行政・消費者教育の推進に向けて、委員の皆様方の忌憚のないご意見やご提言をお願いし、あいさつとさせていただきます。

【事務局 暮らし安全・消費生活課 黒井企画幹】

次に、県側の出席者でございますが、委員名簿の裏面に記載してございますので、ご覧ください。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

会議資料は、先日お送りしたものととなりますが、資料 2、資料 6 につきましては、訂正がございますので、お席にお配りしてございます資料に差し替えをお願いいたします。また、追加資料として、第 2 次長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画の冊子と概要版、昨年度作成いたしました啓発資料をお席にお配りしてございます。

不足等はございませんでしょうか。

次に、本日の会議は、録音をさせていただきます。後日、議事録として取りまとめる予定でございますので、ご発言は、マイクを通していただきますようお願いしま

す。

また、会議の終了時間でございますが、おおむね3時30分を予定しております。ご協力をお願いします。

それでは、これより会議事項に入らせていただきます。

当審議会の議長につきましては、消費生活条例第46条で準用する第28条第1項の規定によりまして、会長が務めることとされておりますので、山岸会長に議事の進行をお願いいたします。

それでは、山岸会長よろしくをお願いいたします。

【山岸会長】

みなさんこんにちは。本日は、月末のご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、当審議会では昨年、5か年計画について答申書の作成にあたってご審議いただき、ありがとうございます。おかげさまで、答申により新しい5か年計画が策定され、ここでも議論いただきましたエシカル消費についても入ったようです。せっかく入ったわけですから、我々県民の消費生活の充実に役立てられればなと思っております。5か年計画の答申が終わりまして、今年度は昨年度のような具体的な審議事項はないわけではありますが、先ほど角田部長からお話がありましたように、特殊詐欺被害が依然として後を絶たない状況でありますし、また、具体的な被害事例でいいますと、ジャパンライフの問題が非常に大きな問題となっております、長野県でも中南信を中心にかなりの被害が出ているようであります。そういったことも含めて、より一層充実した消費生活のために、答申以外でも一助となるような話し合いが出来ればと思っております。この審議会ですが、私もいろいろと他の審議会に出ているわけではございませんが、毎回非常に皆様から活発にご意見をいただいているわけでありますので、本日もぜひ忌憚のないご意見をいただければと思っております。

本日の審議内容ですが、平成29年度事業実績について、第2次長野県消費生活基本計画等について、平成30年度事業計画について、学校における消費者教育の推進について、その他ということとなっております。

改めまして、実り多い議論となりますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

当審議会の運営につきましては、「長野県消費生活審議会の運営について」に基づき、運営されます。本日の会議に関して、傍聴者の撮影・録音は、事前に会長の許可を得ることとされており、あらかじめ許可しましたので、ご了承願います。

それでは、会議事項の(1)平成29年度事業実績について、事務局から説明をお願いします。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

(資料1～4により説明)

【山岸会長】

今の説明に関して、ご意見、ご質問などありましたらお願いします。

【山岸会長】

では、私から。消費者教育の充実というところで、特殊詐欺等悪質商法防止対策事業推進の中で、働き盛り世代や高齢者を対象として事業を行っているようですが、その際アンケート等はとっているのでしょうか。もしとっているのであれば、これはという意見があればご紹介いただければと思います。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

アンケート等は特に行っておりません。先ほどの説明の中でも申し上げましたとおり、最近ではインターネットを利用した事案が多いということで、比較的若者に被害が出ているということ、また、特殊詐欺において若者が受け子といった形で加害者側に加担してしまう、十分な理解を得ずにそういった行為に及んでしまうということを踏まえて、そういった対策を強化してきたということでもあります。

【山岸会長】

ありがとうございました。そういった事業に関して、毎年毎年充実したものとするため、アンケートの実施によるなど改良点等を考えなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

成年年齢の引き下げに伴い、消費者庁でも高校生を対象とした消費者教育の充実をはかるということもお聞きしています。そういった講座等を開催するなかで、実際に高校生や若年者の声を確認する必要があると考えております。

【くらし安全・消費生活課 新井課長補佐】

くらし安全・消費生活課防犯担当の新井と申します。ご質問の件ですが、アンケートを取るというよりも講座等で繰り返し特殊詐欺の手口等を説明し質問を受け、参加者の声を聞いているというような形をとっております。若年者の特殊詐欺加担防止の事業についてですが、講師の派遣を行う予定でおりますので、そのなかで意見を聞く機会を設けていくように考えていきます。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

先ほどの補足であります。そういった取り組みの中で意見交換やアンケートを行うというのは有効な手法かと思っておりますので、活用しながら、現場の状況等を把握して行く

よう取り組んでまいります。

【山岸会長】

ありがとうございました。他にありますでしょうか。

【古川委員】

資料3の消費生活センターにおける苦情相談の処理結果において、あっせん解決の基準についてはPIO-NETの基準を明確にして整理をされたとのことですが、それぞれのセンターの件数にバラツキがあります。具体的には、東信のセンターが201件となっており、これは相談員の経験の差ですとかセンターごとの方針の差ですとか、消費者安全法とかを積極的にやっている、要はあっせん解決を積極的にやりましょうといった方針が示されていると思いますが、昨年度の資料でも南信のセンターが多かったと記憶していますけれど、その辺について理由等わかれば教えていただきたい。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

県の各センターの取り扱いについてですが、相談員の経験は様々でして経験年数等もちろん異なります。そのような中でそれぞれのセンターでは複数の相談員がおりますので、互いに相談しながら一定の方向で相談に応じているという現状であります。しかしながら、先ほどの資料の説明の中でも申し上げましたけれど、PIO-NETの相談情報の入力にあたり、処理結果の区分の判断におきましては各センターの判断によることとされております。その中で、各センターがそれぞれの相談内容に応じて入力をしていたものですが、私共の方で確認をする中で、あっせん解決と区分していたものについて、助言による解決とするべきものがありまして、そういった意味では相談内容の正確な把握と今後の取り扱いについては各センターの均衡を図る必要があると思います。あっせん解決に区分されるものは、消費者庁の定義では事業者に対して説得・交渉があったかどうかで判断するということでもありますけれど、各センターの取り扱いの均衡を図った結果、このような件数になったとご理解いただければと思います。

【古川委員】

均衡を図った上でこの数字ということですが、東信のセンターが突出して多い理由、例えば相談員の経験の差ですとかセンターによって方針を立てているとかの理由があれば教えていただきたい。

【東信消費生活センター 宮下所長】

東信消費生活センター所長の宮下と申します。センターとして独自に方針を立てているというわけではありませんが、個々の案件については受けた相談員が判断する中で、あっせんがいいのか助言がいいのかどちらに区分した方がいいのか微妙な部分もあり

ます。

【角田県民文化部長】

調べなければわからないという部分もあると思いますが、数字的に2倍以上異なっているというのは特異な傾向かと思しますので、相談員の力量の問題、相談関係の質の問題等様々あるかと思しますので、少しお時間をいただいて分析をさせていただきたいと思ひます。また、その分析の結果について各センターにて共有させていただきたいと思ひます。

【山岸会長】

ありがとうございました。

私の方から、特殊詐欺の件数は減っていますが、金額は増えているということについて、何か特徴や傾向があれば、教えていただけますでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 新井課長補佐】

昨年中から今年にかけて、架空請求詐欺という手口が増えております。昨年中は件数が多くても被害額は少なかったのですが、今年に入り、架空請求詐欺により入り口は少額でも宅配便等により続けてお金を送らせるような手口となり、件数は少なくても金額が大きいという状況になっています。

【山岸会長】

ありがとうございました。

次に、会議事項(2)第2次長野県消費生活基本計画等について、事務局から説明をお願いします。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

(資料5により説明)

【山岸会長】

資料5につきまして、ご意見等ございますでしょうか。

【早川委員】

資料3にも関連することなのですが、見守りネットワークの実態について、今年の4月から長野市でも始まったということで、今までも民生委員さんを中心にやっていたと思うのですが、どのレベルのネットワークで実績となるのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

今まで設置されていた 54 の市町村については、従来の介護のネットワークであったり既存のネットワークを活用しながら、カウントをしてきたところでもあります。今回長野市で加わったものに関しては、個人情報の取り扱いについて国のレベルを満たしているということで地域協議会として設置されたものとなっており、市町村での今までのネットワークを活用しながら構築を進めていくものであります。

【山岸会長】

具体的にどのようなイメージなのかというところはいかがでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 北條課長補佐】

課長補佐兼相談啓発係長の北條と申します。長野市で4月に設置されました消費者安全確保地域協議会は、個人情報を協議会の中で共有することができます。一度被害に遭ってしまった方が、だます側にカモリストが流通していることもあり、再度被害に遭ってしまうという現状がありますので、協議会により被害者の個人情報の共有を行うことで防ぐことができるというものです。

【徳嵩委員】

資料5の消費者大学の表について、一般県民が消費者大学に入り消費生活サポーターになるという流れですが、真ん中のところで、消費生活サポーターから矢印が出ていて人材育成研修があり中核的人材へというものです。この間、322人の消費生活サポーターがすべてこの真ん中のところに位置していると考えていいのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

消費生活サポーターは下の段にも上の段にも記載してありますが、サポーターの方も経験や知識等様々な段階の方がいらっしゃいますので、まだまだサポーターとしての知識を深めたいという方や次のステップへ進みたいという方等様々です。次のステップへ進みたいという方には中核的人材育成研修を受講していただきたいと考えております。

【徳嵩委員】

サポーターさんの中に積極的に勉強されている方と、とりあえず登録しているだけの方もいていいという解釈でよいのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

差があってもいいというわけではなく、基礎的な知識を得た方は、中核的人材育成研修を受けていただいて地域における中核として消費者教育を担っていただきたいと考えております。

【山岸会長】

他にありますでしょうか。

【縣委員】

資料6の消費者大学の中ほどのところで、若年層への教育というのは非常に大事だと思うのですが、小中学校への外部講師の派遣であったり、合わせて子育て世代への出前講座の実施というところを強めていていただきたいと思います。待っていてもなかなかそういった要請は来ないと思いますのが、どのように働きかけをしていくのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

大変重要なお指摘だと思います。おっしゃるとおり、待っているだけでは進んでいかないと思いますので、小中学校への働きかけと合わせて保護者の皆様、PTA等もございますので、学校への出前講座を通じて紹介していただくなど、学びの場を広げて行ければと考えております。

【縣委員】

合わせて、乳児検診など保健師さん等にも情報提供していただければいいと思います。

【山岸会長】

他にありますでしょうか。

【小林委員】

資料5の数値目標についてですが、特殊詐欺の認知件数の目標が半数の90件となっており、なぜ0件ではないのでしょうか。先ほどの説明のとおり、認知件数は増えていくけれど被害額は減っているという状況で、認知件数の半減という目標はどうなのかと思います。目標であればゼロを目指すべきではないでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

特殊詐欺被害はないのが理想であり、おっしゃるとおりだと思います。しかし、交通事故等と一緒にして、将来的にはゼロ件を達成しなければならないものではありますが、5年間という計画期間を設定した中で、ゼロ件という目標が現実的なのかということも含めて、第1次の計画の目標が達成されていない状況も考慮し、引き続き同じ目標を立てて、取り組んでいくということでもあります。

【山岸会長】

エシカル消費の認知度100%という目標について、何をもって認知度100%とするのか、県民が皆、「エシカル消費、ああ、あれね」というくらいにわかるレベルなのか、

くらしマル得情報等で全戸配布して、県民が見る機会があるので100%ととらえるのか、そのあたりはどうかのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

エシカル消費と言ったときに、県民の皆さんが「ああ、それね」とおっしゃっていただけの状況になるのが目標だと思います。実際には、消費者の会の皆さん等様々な団体の皆さんが、エシカル消費に類するような取り組みを既にやってらっしゃるので、日々の消費行動の中では既に実践されている部分があります。しかし、それをエシカル消費と理解されているかどうかというものですので、最近はSDGsも理解が進んでおりますし、エシカル消費も認知をされるだけでなく、実践するときに実践できる環境が整っていることが重要だと思いますので、そういったところも目指していかなければならないと思います。

【山岸会長】

ほかによろしいでしょうか。

次に、会議事項(3)平成30年度事業計画について、事務局から説明をお願いします。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

(資料6～7により説明)

【山岸会長】

これからの事業計画等につきまして、ご意見、ご提言等ございますでしょうか。

【小林委員】

資料6の7ページについて、県民の相談体制の充実・強化の部分で、自殺対策の推進をもう少し強化していただきたいと思います。昨年か一昨年から長野県の未成年者の自殺者数がナンバー1になったかと思います。これからの事業計画ということですので、たくさん予算をつけていただいて、ゲートキーパーの方を増やしていただければと思います。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

自殺対策の推進につきましては、当初予算の部分は空白になっておりますが、当課では予算を計上しておりませんが、消費生活相談員が多重債務などの相談に接することもありますので、そういった部分については関係機関につなぐなど横の連携をしっかりととるとのこと、スキルアップの研修に参加するなど、取り組んでいくということで記載してあります。

【小林委員】

未成年者に対する啓発が大切だと思いますが、子供電話相談口も 24 時間対応ができなかったり、相談員が減ったりということ等が背景にあると思いますので、そのあたりも配慮をお願いします。

【高木委員】

資料の 5 ページ、職域等における消費者教育の推進ということで、非常に大切だと思いますが、具体的にどのように進めていくのか、単に講座を開催するので来てくださいというだけでは難しいと思いますし、他に IT 関係の犯罪事例だとか警察と連携して行っていくと参加者も増えるのではないかとも思います。そのあたりはどうお考えでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

職域におけるというのは、企業における従業員の方への消費者教育の取組として活用していかなければいけないと考えております。先ほど、この事業を消費者大学の人材育成の部分及び中核的人材の育成としてご説明させていただきましたけれど、企業にいらっしゃるサポーターの方がよりスキルを上げることで、企業の中の他の従業員の皆さんへの働きかけですとか労働組合といった様々な団体を通じて消費者教育を実践していただき、広がっていけばと考えております。

【高木委員】

企業の中で消費生活サポーターになられている方がどれくらいいらっしゃるのか分かれば教えてください。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

申し訳ありません。すぐにはお答えできませんので、お調べいたします。

【高木委員】

消費生活サポーターの研修等を受けている方にはそういった方はいるのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

今のご質問のお答えにはなりませんけれど、現実には様々な経験をお持ちの方、例えば学生さんでもサポーターをやりたいといってサポーターになっている方もいらっしゃいますし、企業さんの取組の中でサポーターの登録をいただいている方もいらっしゃいますので、そういった方が自らの所属団体等でより活動の幅を広げていただく支援等を考えていかなければいけないと思います。

【山岸会長】

ありがとうございました。他にありますでしょうか。

【草深委員】

消費生活サポーターさんはたくさんいらっしゃるようですが、どの程度活動しているのか、実情が把握できていません。サポーターさんが来て何かやっている様な話はあまり聞かないです。消費生活サポーターさんを一生懸命増やしても、その人たちがどの程度活動しているか、どの程度の指導を皆さんにお願いしているのか、お伺いしたいです。

【くらし安全・消費生活課 北條課長補佐】

研修を受けていただき、消費生活サポーターに登録していただいた方につきましては、例えば出前講座に講師として行っていただく、もしくは私共の出前講座に同行しサポートしてもらうといったような形で活動をしていただいているところです。数につきましては、おっしゃる通り、全員が活動をしているわけではありませんが、消費者大学等の機会を通じましてよりレベルアップしていただければと考えております。

【縣委員】

私も消費生活サポーターに登録していますが、活動はしておりません。岡谷の方でお会いした消費者の会を母体とする皆さんだと思っておりますが、消費生活センターを後押しするくらいに一生懸命、地域で紙芝居とかの活動をしている方もいらっしゃいましたので、活動は偏っているのかなと感じます。

別件なのですが、資料6のエシカルプロダクツのMAP作成とありますが、企業の宣伝のようなものになるのか、この使い方はどのようになさるのでしょうか。私たちのところに調査票が来ているのですが、どのような使われ方がされるのかなと思ってお聞きしたいと思います。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

長野県版エシカル消費の周知・啓発に使用しますエシカルプロダクツに関するMAPについてですけれど、特定の企業の宣伝というわけではなく、こういったものが環境にいいですとか社会や人のためになるですとか、よく聞くのはフェアトレードのチョコレートの話だと思っておりますが、そういった中で学生の視点からというのは、行政側が一方的に決めつけるのではなく、将来の賢い消費者になっていただく方たちの視点で調査し、シンポジウム等を通じてエシカルプロダクツを選択する意味等を県民の皆様幅広く知っていただくという取り組みとして考えております。

【草深委員】

先ほど消費生活サポーターについてお聞きしたのは、高齢者見守りネットワーク構築事業について、民生児童委員協議会の方で各地区において見守り安心ネットワークというものを一生懸命作っているわけなのですが、こういうところでサポーターさんが一緒に出てきて活動して下さるとかあまり聞きません。もし出来るようであれば各市町村のサポーターさんが積極的に見守り安心ネットワークの構築に参加して下さるようであれば非常にありがたいです。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

消費生活サポーターにつきましては非常に多くの方に登録をさせていただいておりますので、活動する場、活躍する場が必要と思っております、今お話いただいたように、市町村でのそういった福祉の場ですとか生涯学習の場など活躍できる場があるのではないかと、ただ、我々もそういった情報をなかなか得られていないという部分もありますので、やはり市町村等との連携のなかで活躍の場を広げていかなければいけないと考えております。

【山岸会長】

ありがとうございました。他にありませんでしょうか。

【小林委員】

講座の開催について、長野と松本で開催するのは人口の問題等からも妥当だとは思いますが、誰を対象とした講座なのかについてお伺いしたいです。また、私が諏訪地方に住んでいることもあるのですが、遠くて行けない、受けたいときに仕事の関係で受けられないなど、退職した方を対象としているのかなとも感じます。ゆくゆくは公民館レベルでの少人数の講座の開催を考えているかについてもお伺いしたいです。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

消費者大学事業について、どのような方を対象としているかといいますと、消費者教育についてまったく知識の無い方、勉強されたことの無い方を含めた一般県民の方というように考えています。基礎を学ぶということでもあります。また、これから消費生活サポーターになったり、中核的人材になっていく方も対象としています。今回の消費者大学事業ですけれど、県内2カ所での開催ということで、難しい部分はあると思いますが、県内全域から来ていただけるようにと考えての2カ所開催としております。また、土日の開催としておりまして、平日お仕事をされている方も受講できるようにとも考えております。

【小林委員】

地域において細かく開催するということは現時点では考えていないということでは

ようか。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

現時点ではまだそこまでは考えていません。今年やってみて、受講しやすいですとか受講しにくいですとか講座の内容についてもご意見があるかと思しますので、しっかりと把握していきたいと思います。

【徳嵩委員】

消費生活サポーターは消費者大学の講座を受けずとも中核的人材育成研修を受けることができるのかお伺いしたいと思います。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

消費生活サポーターに登録していただいている方は消費者大学の講座を受けなくても中核的人材育成研修を受けることが可能です。消費者大学の講座を受けていただいた方は消費生活サポーターに登録をお願いしたいということです。

【山岸会長】

ほかにありますでしょうか。

無いようですので、会議事項(4)学校における消費者教育の推進について、事務局からご説明をお願いいたします。

【教育委員会教学指導課 赤羽指導主事】

(資料8により説明)

【山岸会長】

ありがとうございました。このことについて、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

【草深委員】

小中高の教員向けの研修会を塩尻の教育センターで実施するのに研修会の募集定員が16名というのは、少なすぎではないでしょうか。なぜ16名なのでしょう。

【教育委員会教学指導課 赤羽指導主事】

「かしこい消費者・エコ生活」の部分をご覧くださいますと、エコクッキングの体験実習が含まれており、調理室の機材等の関係で16名と設定されておりますが、募集の際に検討して参ります。また、午後の講義の方では人数に関しては柔軟に対応できるか

と思いますので、研修担当と相談し検討して参ります。

【草深委員】

せっかくおやりになるのですからもう少し人員を集めることを考えたほうが良いと思います。実習についても実際にやる人以外に見るだけの人がいても良いと思います。せっかくやってもこれでは意味がないのではないかと感じてしまいますので、よろしくお願ひします。

【徳嵩委員】

資料8から見ますと、基本的には家庭科の授業で関わっている先生が中心の資料かと思われませんが、A3の方の資料を見ますと、社会科、技術・家庭科、特別の教科道徳と分かれています。社会とか道徳の先生に対する研修のようなものについては何か考えているのでしょうか。

【教育委員会教学指導課 赤羽指導主事】

私自身4月からこちらの担当となり、家庭科の教諭ということもあり、このような内容となっています。社会や道徳の今年度の研修等について調べましたが、消費者教育に特化した研修講座はありませんでした。いただきましたご意見は持ち帰りまして、検討していきたいと思ひます。

【徳嵩委員】

道徳などもそうなのですが、先生が朝や帰りの学活の際に話す内容というのは、子供たちの記憶に残りやすいと思ひます。ですので、授業に限らずそういった場面でも触れていってもらえればと思ひます。

【古川委員】

民法の成年年齢引き下げの問題があり、本年度成立する見込みで、2022年の4月に施行ということになると、丁度5か年計画の最終年にあたります。金融広報委員会でも青少年生活設計講座というものを開催しておりまして、私も2月3月に北信、中信地区の高校で行いました。大体、冒頭に架空請求詐欺の話をするのですが、皆さん社会的な事件や事故の情報はどこで得るか聞くと、新聞は2、3人、インターネットと聞くと10人くらい、SNSと聞くと2、3人しか手を挙げない状況で、そういった情報を自ら得ようとしないうような状況なのかなと思ひます。外部講師ですので、生徒さんも緊張しているのかもしれないし、学校の先生が聞くのとでは違うのかもしれませんが、2022年の施行を考えると非常に厳しい状況です。情報を的確に自ら得る力というのは大切です。それを考えると、今、中学入学したての方が2022年に成人になる頃になりますので、そのあたりの教育を教育委員会の方で学校の先生にお願ひするしかないのか

なと思います。

【小林委員】

今、学校の先生も働き方改革を進めている中で、研修会はやっていただきたい、勉強もしていただきたい、でも働き方改革は進めなければならないという状況で、先生方がどのようにバランスをとって新しいことを勉強していくのかなと心配しています。先生方が残業ばかりになっている現状で、研修会にも出席しなければいけないとなると、遠いところの先生は授業を休んで来なければならず、働き方改革の中でこの先どのようなようになっていくのかとも思います。せっかく研修会に来るのであれば、先生方に来てもらえるような、勉強になるようなものにしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

【草深委員】

資料7に県警本部長のメッセージがありますが、各市町村へは送付しているのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 新井課長補佐】

各市町村消費者行政担当課と防犯担当課へお送りしております。

【高木委員】

先ほど古川委員がおっしゃったことはこれから非常に大きな課題になると思います。誰がどこからどのような情報をとってくるか、今の若い人たちは特にそうですが、見たいもの知りたいものしか得ようとせず、それ以上は求めないから入ってくるわけがないのです。入ってきたものすら受け止めようとしなくなってしまえば、誰が教えようと、講座を開こうと入らないものは入らないとなりかねません。基本的な人の生き方、生活の仕方、社会の中でどのように生きていくかを教える役目は家庭が一番の基本であり、これをすべて学校に押し付けるのは無理な話だと思います。家庭の中でこう言ったことを出来るだけ教えるためには、親に対して、子供が社会の一員となるためにはこういったところを直したほうがいいですなど、伝え方はいろいろと考えていただいて、やっていただきたいと思います。

【山岸会長】

ありがとうございました。他にご意見が無いようですので、会議事項(5)その他について、事務局からご説明をお願いいたします。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

(資料9により説明)

【山岸会長】

ありがとうございました。このことについて、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

ないようですね。

始まったころは大分部屋も涼しかったのですが、室温が上がると同時に皆さんの議論も非常に活発化して、暑いにもかかわらず本当にありがとうございました。

以上で会議事項は全て終了いたしましたので議事を終了させていただきたいと思えます。

それではマイクを事務局にお返しします。

【角田県民文化部長】

長時間にわたり、ご議論いただきましてありがとうございました。

様々なご質問と合わせまして、本日ご議論いただきました内容は、今後の事業実施に向けての具体的なご提案ですとか、あるいは県民の皆様の考え方として捉えております。例えば、消費生活サポーターに関するご質問等いただきました。今後は具体的な発想によりまして、活躍が期待される制度になるように工夫していく必要があると思えます。また、生徒たちへの情報の届け方につきましても、届け方の方法と合わせまして、必要な情報をどのように選択するのか、どう位置付けていくのかについて、学校現場の役割も大きいので、これからの課題とも感じております。私共消費者行政の中でも、消費生活センターの役割についてしっかりと実績を分析いたしまして今後の対策に活かしていく必要があると再認識したところであります。あわせて相談員の相談スキルの向上にも取り組んで行く必要もあります。ご指摘、ご提言を踏まえまして、より充実した消費者行政を進めていきたいと思えますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

【事務局 暮らし安全・消費生活課 黒井企画幹】

本日の審議会の議事録につきましては、事務局で作成のうえ、後日、皆様にご確認いただくこととなります。お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日の審議会は、これで終了とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。